

# 令和元年産出荷契約米共同計算に係る委託契約内容について

令和元年産の委託米にかかる共同計算の嫉視単位は下記の通りとし、JA直接販売および全農への再委託により販売を行い共同計算を行うこととする。JA直接販売分についてはJAで共同計算を行い(JA共計)、全農への再委託分については全農が共同計算を行い(県域共計)、JA手数料を控除する。

## 1. 共同計算の実施単位と販売方針

銘柄及び等級等			販売方針
コシヒカリ	1等	JA米、 一般米	JA共計、 県域共計
	2等		
	3等		
ひやくまん穀	1等	JA米、 一般米	JA共計、 県域共計
	2等		
	3等		
ゆめみづほ	1等	JA米、 一般米	JA共計、 県域共計
	2等		
	3等		
つきあかり	1等	JA米、 一般米	JA共計、 県域共計
	2等		
	3等		
ハナエチゼン	1等	JA米、 一般米	JA共計、 県域共計
	2等		
	3等		
ミルククイーン	1等	JA米、 一般米	JA共計、 県域共計
	2等		
	3等		
あきだわら	1等	JA米、 一般米	JA共計、 県域共計
	2等		
	3等		
その他うるち	1等	JA米、 一般米	JA共計、 県域共計
	2等		
	3等		

銘柄及び等級等			販売方針
五百万石	1等	JA米、 一般米	JA共計、 県域共計
	2等		
	3等		
石川門	1等	JA米、 一般米	JA共計、 県域共計
	2等		
	3等		
石川酒68号	1等	JA米、 一般米	JA共計、 県域共計
	2等		
	3等		
カグラモチ	1等	JA米、 一般米	JA共計、 県域共計
	2等		
	3等		
白山もち	1等	JA米、 一般米	JA共計、 県域共計
	2等		
	3等		
石川糯24号	1等	JA米、 一般米	JA共計、 県域共計
	2等		
	3等		
新大正糯	1等	JA米、 一般米	JA共計、 県域共計
	2等		
	3等		
その他もち	1等	JA米、 一般米	JA共計、 県域共計
	2等		
	3等		

※「JA米」とは、JAと出荷契約を締結した生産者が生産し、全農県本部に販売もしくは販売委託された米穀のうち、次の要件を満たす米穀。(①品種確認できた種子により生産した米穀であること。②農産物検査を受検した米穀であること。③栽培履歴記帳を確認した米穀であること。④水分15.5%以下の米穀であること。)

## 2. 加算の実施(集荷数量確定後、翌年の7月までに支払う。)

加算区分	加算額	要件
特別栽培米(千代の里)	1,500円/俵	農林水産省のガイドラインに準拠して生産された米穀
契約栽培米(うるち米、もち米)	相場基準	当JAが依頼して生産された米穀

※加算金については、令和元年産直売米等の出荷状況を考慮したものとする。

## 3. 共同計算の支出項目について

項目	要件	
仮渡金等生産者へ支払うもの	支払仮渡金、精算金	
流通・保管等に係る経費	出荷契約金・仮渡金利	
	保管料、入出庫料	農業・営業倉庫に係る保管料、入出庫料
	運賃	販売に伴う輸送料、支払運賃
	安全・安心等検査費用	安全・安心に係る検査等の費用
集約保管等経費	販売に伴わない集約管理先までの運賃	
事故処理経費	事故処理に関する経費	
手数料	全農手数料	
	農協手数料	
生産・集荷・販売等に係る経費	広告宣伝費等経費	本県産米の消費拡大、PRに係る宣伝経費
	その他経費	取引先に対する取引説明会及び販売推進要する費用
監査委員会費用	外部監査・調査費用	
その他	フレコン使用料	フレコン容器の使用料
	その他	販売に伴う奨励金及び対策費

注) 1.計算は、出荷契約米の全種類全銘柄合計とする。

2.支出の上限見通し額(税込み)は、17,000円/60kg